

## むつ市議会第193回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成19年9月4日（火曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第56号 むつ市長期総合計画の基本構想について
- 第2 議案第57号 むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第58号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第59号 むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する条例
- 第5 議案第60号 財産の取得について  
(むつ市消防団川内消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車の更新)
- 第6 議案第61号 財産の取得について  
(むつ市消防団大畑消防団本部付分団配備の消防ポンプ自動車の更新)
- 第7 議案第62号 字の区域の変更について  
(国有林地のむつ市大字大平字荒川への編入)
- 第8 議案第63号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第9 議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更について
- 第10 議案第65号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第11 議案第66号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第12 議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（54人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	19番	久保	田	昌	司
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	23番	斉	藤	孝	昭
24番	菊	池	広	志	25番	川	下	八	美
27番	東	谷	正	司	28番	東	谷	良	久
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	坂	井	一	利	41番	野	呂	泰	喜
43番	目	時	睦	男	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	佐々	木	隆	徳
48番	松	野	裕	而	49番	工	藤	清	四郎
50番	服	部	清三	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
55番	本	間	千佳	子	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智十	司	58番	中	村	正	志
59番	富	岡		修	60番	川	端	澄	男

欠席議員（6人）

6番	小	林		正	26番	千	船		司
29番	立	石	政	男	42番	工	藤	直	義
44番	田	高	利	美	54番	柏	谷		均

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	田頭	肇
収入役	田中	實一	教育長	牧野	正藏
公営企業者 営理者	杉山	重一	代監査委員	菊池	十回夫
総務部長	齋藤	純	総務部 務調整	佐藤	忠美
総務部 事務部長	西堀	敏夫	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉 部長	佐藤	節雄	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	建設部 理事	石田	三男
教育部長	新谷	加水	公企業局 営長	小川	照久
監査委員 局長	遠藤	雪夫	企画部長	千船	藤四郎
企画部 副課長	奥島	慎一	企画部 副課長	鈴木	克郎
民副国課 生理年金 課長	河野	健二	企画部 副課長	吉田	市夫
経副農課 林畜 課長	櫛引	恒久	保福副課 健康推 進課長	大芦	清重
農委事 務局長	村川	修司	選挙管 理局長	菊池	正
公企副総 務課長	石田	武男	公企副水 道課長	酒井	孝
総務部 情報課長	杉浦	収二	公企水専 業技 術監	工藤	昭治
大庁舎 所長	伴	邦雄	川庁舎 所長	工藤	昭治
総務課 部長	松尾	秀一	協野 庁舎所 長	船澤	桂逸
			総務係 課長	吉田	真

部課係任  
務務政  
總總行主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長  
總括主幹  
庶務主任  
議事係任

小 島 昭 夫  
柳 田 諭  
濱 村 勝 義  
葛 西 信 弘

次 長  
庶務係長  
調査係  
調査係  
議事係

高 田 文 明  
金 澤 寿 々 子  
石 田 隆 司  
井 戸 向 秀 明

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（川端澄男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第13 議案質疑、委員会付託、一部採決

### 議案第56号

○議長（川端澄男） 日程第1 議案第56号 むつ市長長期総合計画の基本構想についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、17番富岡幸夫議員。

（17番 富岡幸夫議員登壇）

○17番（富岡幸夫） おはようございます。質問に入る前に、少し前段時間をいただきたいと思いますが、私ども議員の任期も今定例会が最後ということでありまして、残すところ1カ月余りとなりました。新たに新むつ市で30名の選挙が行われるということになりまして、私たちもいささかその段取りに奔走しているところであります。また、私どもに先んじまして、宮下新市長が誕生されて

おりまして、今定例会が初議会となるわけでありまして、これらについても、新しくむつ市が動き出すということになるのだらうと、このように思います。

その宮下市長であります。このたび杉山前市長の急逝により、7月15日行われました市長選挙によって多くの市民の信任を得られ、新むつ市2代目市長に誕生されました。まことにおめでとうございます。

また、市長には、かねてより宮下議員のころから待望論がありまして、いずれは市長になってほしいなというようなことがささやかれておりました。私の思いとすれば、前市長にぶつかって、禅譲なしにかち取っていただきたいものと。そうなると、将来にわたるむつ市の長期総合計画や将来のビジョンについてもいささか違った形になったのではないかなと、こういうふうに感じているところでもあります。

また、話は変わりますが、一昨日行われました青森県民駅伝におかれましては、当むつ市が総合6連覇、市の部7連覇という栄誉に輝かれ、前市長に報いられたというようなことで、まことにおめでたく思っております。関係者の皆様にはエールを送りたいと思います。

さて、本題のむつ市長長期総合計画であります。このことはむつ市総合開発審議会の答申を得るものでありまして、内容について細かく説明を求めるということは避けたいと思います。

私は、かねてより旧むつ市議会の一般質問において長期総合計画の質問を何度かさせていただいてまいりました。杉山前市長と私の思いでは波長の合わないところもありましたが、このむつ市長長期総合計画なるものは、全般的に財政が伴うことでもありまして、型どおりの総花的な計画というようなことが一般的に示されるということになるかと思っております。

ここで私は大事ななと思っているのは、この計画は合併協議会の新市まちづくり計画が平成26年までという10年間で目されたものが2年後に旧むつ市の長期総合計画をまた踏襲しながらも、新たに今回平成28年までの10年間とし、答申を得、ここに提案されてきたものであります。このむつ市長長期総合計画なるもの、新むつ市長の宮下市長におかれましては、自分の思いが入るというよりは、一般的な長期総合計画というようなことで受けとめざるを得ないというようなことであろうかと思えます。自分の思いがどの辺に入ってくるのか、もしお考えがあれば、その辺のところを示していただければありがたいなと最初にお尋ねしたいと思っております。

そして、今回提案されました長期総合計画基本構想は、これまでの新市まちづくり計画を踏襲したのものとして、序論、基本構想、基本計画とうたっておりますが、合併後の旧市町村の地域の役割とビジョン、また地域振興プロジェクトなど、これらについても今後踏襲されるものというふうに思うわけでありまして、その辺の内容についていささか触れていただければありがたいと、このように思います。

また、この基本構想の第3章第2節、基本方針のまちづくりの方針の2項に「市民参加による一体的な新しいまちづくり」ということでかなりのメニューでうたっております。このことは、市民参加による、または市長が就任のごあいさつで市民が主役である市政を求めていくというような形のところで、これらが多分市長の長期総合計画の中で進められたときに必ず入ってくるものだろうと、こういうふうに思うわけでありまして。

そこで、その計画を全うするというようなときに、どのような手法でやっていかれようとするのか、その辺のところもお話しいただければと思います。

これらのことは、平成17年の国勢調査に基づいたものとして提案されてきているものでありますけれども、国の全国総合開発計画なるものと違って、国は財源が伴っておりますので、どんな政策でもできるのかもわかりません。しかしながら、地方公共団体の長期総合計画においては、財源がなかなか伴わないというところに、その総花的な計画になりがちだというようなところを、市長の今回のこの提案を受けて、個人的な思いがあれば、前段申し上げましたように、少し詳しくお話しただければありがたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のご質疑にお答えいたします。

実は、このむつ市長長期総合計画基本構想、私が議員のときに内部で素案をつくり、そして審議会に諮問をし、そして答申の結果を私市長就任間もなくいただいたわけでございます。その細部につきましては、これは基本構想でありますので、ただいま富岡幸夫議員がお尋ねの部分、これを峻別して3つというふうな形かと思うのですけれども、なかなか峻別してのお答えができないかもわかりませんが、その点はご了承いただきたいと思えます。

まず、この基本構想はあくまでも基本構想と。これは、国で言いますと憲法みたいな形の1つの理念、憲法の前文にあります理念みたいな形というふうなとらえ方を私はしております。そして、これから基本計画、そしてさまざまな分野での実施計画等々がつくられていきます。そういうふうな形の中で私は自分の思いを、また選挙戦を戦った際の公約等を反映させていきたいと、こういうふうに考えているところであります。これは、あくまでも私の政策的な公約、その部分とは当然整合性を持ちつつ、これは展開していかねばい

けないと。計画の中で、基本計画、また実施計画の中で整合性を持ちつつ展開をしていくべきものだ、こういうふうな認識をしているところであります。

それから、市民参加による新まちづくりというふうな形で、基本方針の中の2つ目のところに「市民参加による一体的な新しいまちづくり」というふうなことが大きく書かれているわけでありますけれども、私はもう市長就任の際の職員の訓辞に際しても、情報公開を徹底し、そして住民に、市民にわかりやすいような形で政策を説明し、そして現在の状況も説明をし、ご理解を深めていく必要があるであろうと、こういうふうな思いを述べてあります。私は、もう既に担当の部のほうに指示を出しております。また、各庁舎、川内、脇野沢、大畑庁舎の所長に命を出し、そして職員がどういうふうな現在の、この合併してからちょうど2年半たちましたので、その問題点等々を洗い出し、そして意見を伺うようにというふうな形で指示を出し、それが今フィードバックされております。その部分をこれからよく検証し、そして今度は各地区の住民の皆さんがどんな思いでいるのかというふうなこともしっかりと意見として酌み上げていくシステムをつくっていきたく、こういうふうな思いです。

さらに、行政が今までですと、ややもすると市役所の中にみんなとどまっているというふうな思いを私はしておりましたので、例えば仮称ですけども、財政についての出前講座とかタウンミーティングだとか、そういうふうなものを今後展開して、市民の皆さんのご意見をより多く伺い、そして一体感を醸成していきたく、こういうふうな形を今後考えていきたくと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 17番。

○17番（富岡幸夫） 自らの公約の部分を時間をかけながらも整合性を持ってやっていきたいというふうなお話でありますし、声を聞くということなどは、庁内から段取りよくやって、これから市民の皆さんの声も聞いていきたいというようなことで、わからないわけではありません。しかしながら、今日まで市民の声を聞いてきたという杉山前市長には、私はいささか注文があったわけでありますけれども、一般的に平たく、例えば審議会なんかを設けて、ただ型どおりやって、行政的な手続を踏んだからよしとすることでやっていって、本当にこれで市民の声を聞いた、市民にこたえるということにつながるかどうか、この辺は私としては具体的に新市長に新たな行動をとっていただきたいと、こういうふうなことも思っております。

この長期総合計画の中で、あえて具体的に示されているものが海洋研究都市構想ですか、そのことについては、杉山前市長が姉妹都市の関係もありまして、海洋科学研究拠点の形成をしていくというようなことであります。これは、市民に対して非常にわかりやすく、ああ、なるほどむつ市はそういう方向に進むのだなと、市長の羅針盤というものがあるのだなというふうに映ったわけであります。やはりそういうふうなことがこれからも必要なのだらうと思えます。多くは、いずれ示されるであろう宮下新市長のビジョンというものがわかるようになってもらえればありがたいというようなことでありますので、その辺のところを改めて余計に聞いても答えは出ないのかもわかりませんが、ひとつ示していただければと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員とは、ちょっと考え方が異なる部分があるかと思えます。審議会を開いて型どおりというふうなご意見を質

疑の中で述べたわけでございますけれども、私は決して審議会そのものが型どおりという考えは持っておりません。やはり審議会、より多くの公募をこれからもしていかなければいけませんし、これまでも公募制をとっていた審議会もありますので、決してそのあり方を私は否定をするものではありません。今後その審議会の設置等々は、当然行政を進める中でご意見を聞くというふうな部分では必要でありますし、その部分では審議会が設置されましたら、できるだけ市民の公募、これを広げていく必要があるというふうなことはこれからの課題としていきたいと、こう思います。

次に、海洋科学研究拠点都市ということでのお尋ねですけれども、一昨日だったでしょうか、海洋地球研究船「みらい」が就航して10周年という形でシンポジウムが行われ、そしてその後私ごあいさつをさせていただく機会がございました。また、就任初公務のとき海洋地球研究船「みらい」が就航10周年ということで記念入港した際にお話をいたしました。私は、この海洋科学研究都市というのは、一朝一夕にはこれはできないものであるというふうなことで、10年という1つの区切りをこし迎えたわけでございます。そして、やはりこの部分について、海洋地球研究船「みらい」のあり方、存在、そのPRがまだ私は市民の中にどうも不足感を否めないのではないかなと、こういうふうに感じております。

海洋地球研究船「みらい」は、やはり北大西洋の環境に非常に大きな役割を果たしております。よく言われるエルニーニョ、ラニーニャ、さまざまな気象条件、それから二酸化炭素の吸収の部分、そういう部分で非常にまだ行政自体もPR不足でありますし、また市民の皆様もその海洋地球研究船「みらい」の研究の成果等々をまだなかなか十分理解をしていない部分があるのでないかなというふうな認識をしておりますので、その部分でや

はり一方ではそういうPRをしつつ、そして多くの科学者がこのむつ市においてになっております。その科学者の方々と今度は地元の子供たちがより多く接する機会をつくっていただいて、そして本物の一流の科学者と触れ合う場面を多くつくってもらおうというふうなことを私は今想定しております。この海洋科学研究都市、海洋科学振興財団が今むつ科学技術館というふうな形で運営しておりますけれども、その部分で多くの子供たちが科学に触れ合う場所、そして科学する心、これをはぐくんでいただければなど、こういうふうな形で進めていきたいと。

一朝一夕にならないのは、私も十分認識しておりますし、また富岡幸夫議員もその点は同意できるのではないかなと思います。少しずつ、一歩ずつしっかりとこの道は進んでいきたいと、こういうふうにご理解願いますので、ご理解お願いいたします。

○議長（川端澄男） 17番。

○17番（富岡幸夫） 先ほどの私の質疑の中で、審議会なるもの、型どおりの行政手続のうえでというような表現については、ちょっと余りにも説明がなさ過ぎまして、誤解を招くような表現でありますので、平たく市民の方にわかりやすい説明がなされる場とか、多くの方々の声を聞く場というようなことで理解をいただきたいなと、こういうふうにあります。

また、海洋科学研究拠点のことにつきましては、私もシンポジウムに参加させていただき、また市長から懇親会の場で一流の方と出会う機会があるというような言葉も聞きまして、我々であれば東京へ出向く、中央へ出向く、またいろんな方と会うということもあるのでしょうかけれども、非常にそういう機会の少ない子供たちにもそういう機会を与えられるというようなことは共通するところでもあります。

片や杉山前市長が構想されてきたことを受け継ぐというようなことでは、私はもはやそのスピードが大事になってきているのだらうと、こういうふうに思います。ぜひとも若い分、その辺のところの人脈をこなしながらでも、幾らかでも早く、または子供の教育に有効的な手段が講じられるようお願いをしておきたいと、こういうふうに思うわけです。

少し質疑がずれるのかもわかりませんが、大枠では長期総合計画という中に大事な事業として入るとは思いますけれども、ちまたでいいですか、我々の懸案であります庁舎の移転につきまして、これまでの経緯を踏まえますと、前市長が提案された、それは計画してもなかなか計画し尽くせないものであって、たまたまこういう出会いがあったというような表現でされておりますけれども、いずれにしても市民にとっては大きな問題であります。

きょうの新聞なんかでも住民投票というような要請があったやにも見ております。これら行政手続上、予算とかさまざまつけてやってきているわけですが、これはある程度の段階を踏まないと物事は進まないということでは理解をせざるを得ません。しかしながら、肝心かなめの庁舎の位置を移すということについては、出席議員の3分の2以上という特別多数議決が必要だという高いハードルが一般の市民の方にはわかっていないというようなことがあります。それらのことも市長におかれましては、これから一般質問もありますので、立ち入った話は余りしませんが、これも市長が就任のあいさつで言われているまちづくりの主演は市民であると、とにかく声を聞くのだ、情報公開をしていくのだというようなことであれば、私はここで十分時間をかけてやっていただいても何ら市民に支障が出るものではない。あすに地震が来るというわけでもないとは言えま

せんけれども、そういうことを踏まえながら、いろいろ時間をかけてやっていかれるのもよろしいのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、その辺のご見解を話せるのであれば……

(「だめだ」の声あり)

○17番(富岡幸夫) だめだという声もありますけれども、議長の判断にお任せをして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(川端澄男) 富岡幸夫議員がお話ししておりますけれども、議題外にわたらない範囲の中でお願いしたいと思います。市長。

○市長(宮下順一郎) スピード性の問題で、まず1点目あったと思います。やはり海洋科学研究都市構想というものは、先ほどお話しいたしましたように、なかなか一朝一夕ではできない。しかしながら、その部分で子供たちとの触れ合いだとか、そしてPR、これらについてはやはりどんどん進めていかなければいけませんし、またスピード性の問題ですと、私は情報公開の部分とか、さまざまな市民の皆さんの声を聞くシステム、そういうふうなものについてはスピード性を持たせて取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

庁舎移転の件につきましては、後ほどまた一般質問等々での答弁の形があります。ただ、私の思いといたしましては、住民説明会をただちに開催をしたということでの私の気持ちを酌んでいただければなと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長(川端澄男) これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

次に、27番東谷正司議員。

(27番 東谷正司議員登壇)

○27番(東谷正司) 先輩議員の富岡幸夫議員から市長に対しての質疑がございましたけれども、私は単刀直入に2点だけお尋ねさせていただきたい

と思います。

議案第56号 むつ市長期総合計画の基本構想について、参考資料85ページに記載されております簡易水道整備について、次の2点をお伺いいたします。

1、小沢簡易水道は、いつごろに整備されたのか。また、配水管は何年たっているのか。

2点目は、むつ市過疎地域自立促進計画では、平成20年より改良計画となっておりますが、計画がされているのかお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

まず、お尋ねの1点目でございますけれども、小沢地区簡易水道の整備についてでございますが、この施設は今から約43年前の昭和39年に小沢川を水源といたしまして、当時計画給水人口1,100人、計画の1日の最大給水量220トン規模で整備されたものでございます。これまでの間、昭和58年には塩害等の被害に遭いました沿岸部の配水管を更新いたしております。しかしながら、高台等で塩害を受けていない箇所は配水管の更新がされていないために、地方公営企業法施行規則によります配水管の耐用年数といたしましては40年を超えている箇所もございます。そういうふうなことで、ただいま議員ご指摘のように、平成20年度から、その更新の計画がされておりました。

次に、これも今の関連でございますけれども、むつ市過疎地域自立促進計画についてでございます。この計画の事業計画参考資料の中で小沢地区簡易水道改良事業といたしまして、平成20年度から2カ年の計画で小沢川を水源とする新たな浄水場を建設する計画でありましたが、経済性や管理の簡素化、それから給水人口が当初1,100人に対しまして、現在は371人となっております。さらには、小沢川の慢性的な水量不足等の理由から、今後公営企業局と総合的な見地に立ちまして、安

全安心な住環境確保のための検討をし、そのことを踏まえまして、平成20年度、そして21年度の2カ年で整備を進めてまいる考えでございますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 27番。

○27番（東谷正司） 大変前向きなご答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

脇野沢地区で簡易水道整備がなされていないのは、当小沢地区だけであります。今年度に入ってから本管が3回、それから枝管が1回、異常に破壊の回数が増えてきておりまして、地域の方々が今後の水の供給に本当に不安を抱いているところであります。この現状をどうか理解をいただきまして、安全で安心な水を供給できるように、一日も早い整備を要望してやまないものであります。

地域の方々も財政の厳しいことは重々わかっておりますし、私たちも地域の会合に行きますと、事情を説明して、今まで我慢をしてきましたけれども、このように異常に破損が多くなりますと、地域の方々にはかなりの不安を与えたいと思いますので、一日も早い整備を要望して私の質疑を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（川端澄男） これで東谷正司議員の質疑を終わります。

次に、柴田峯生議員。

（12番 柴田峯生議員登壇）

○12番（柴田峯生） 議案第56号に対して質疑をいたします。

まず私は、通告で3点を申し上げております。その第1点は、基本構想とこれに伴う目標達成率についてであります。それから、2つ目は、施策の大綱と、その内容についてであります。3つ目は、参考資料として総合計画案が議会に出されておりますので、これらに対する今後の修正の可能性について伺いたいわけでありまして、

第1点は、この基本構想を見ておきますと、ほとんどが合併時に作成しました新市まちづくり計画を踏襲したと言っても過言ではないわけであり、恐らく審議会で、その合併時の計画を尊重していくということから、こういう結果だろうと思うのですが、実際この計画を見ますと、合併時、もう2年半経過しているわけでありますが、その時点から平成28年度まで、いわゆる2カ年延びるわけですね。そして、前期基本計画では、平成23年度までの5年間、後期は残りの5カ年と。さらに、その実施計画では3年ごとに、しかも毎年度計画を見直し、ローリングを行うというような形でこの基本構想と参考資料を見ますと、そういうことが読み取れるわけです。それで間違いないだろうと思いますけれども。

そこで、現在合併時の新市まちづくり計画、2年半経過しております。10カ年計画の4分の1を経過したわけですが、この達成状況、これにつきまして、まだ議会でも議論してはおりないし、市当局からも発表されておられません。そういったものを含めて今後の10カ年計画を出すわけですが、先ほど富岡幸夫議員の質疑に対してのご答弁で、1つの憲法のようなものだというお話でした。実際私たちとしては2年半なじんできたこの構想を審議会から答申を受けた市長として、そのまま全文のままで出したのが果たして本当に尊重したことになるのか、私はいささか疑問もあるわけです。そういった意味で、基本構想の目標達成率をどの程度に置いているのか、それをお伺いしたいということなのです。

この計画を見ますと、施策の大綱では、私は細かく文書を見ましたら、大体190カ所以上の新市まちづくり計画の中での文言の修正、あるいは考え方の前後を修正するというようなことがなされておりました。さらにその新市まちづくり計画では、細部の中身に含めておいた文言が新たな項目

として4カ所。申し上げますと、2の(4)の、広域行政の問題、それから3の(1)の、国民健康保険、3の(3)の、スポーツ・レクリエーション、それから3の(2)の、国民年金の新たな4項目が加筆されておるわけであります。そういったところで、どういう意味でこういうような加筆変更が新市まちづくり計画との相違が出たのか、その内容をお知らせ願いたいと思います。

そこで、さらに幾つかございまして、文言の修正の中で、自然環境の保全につきまして、従来は自然が共生可能な地域の形成をするのだと、あるいは人と自然が共生し合うというような表現になっております。その中で住環境の関連について、共生から調和という言葉に変えられております。これは、どういういきさつがあったのか、その内容をお聞かせいただきたい。

それから、教育関係では、地域振興においては不可欠な人材を養成するのだと、新市まちづくり計画の際にはこういう文言でありましたが、今回は地域の教育力の人材というような修正をされているわけです。この地域の教育力の人材とは一体どんなものなのか、お伺いしたいと思います。

それから、防犯対策の充実の中で、今日地方自治体にとって重要な課題となっております消費者保護対策の文言がこの基本構想の中には盛り込まれておりません。参考資料の基本計画の中には、そのようなことが書かれておりますが、基本構想では加えなくてもよかったのかどうか。私は、地方自治体にとっては重要な課題でありますから、やはりのせるべきだったのではないかと、こう思っております。

それから、文化財保護につきまして、今日非常にむつ市は鳥獣被害対策に悩まされております。これは、基本計画の現状分析等の中には、そのことが書かれているようではありますが、基本的には自然と共生というような形の中でとらえておるよ

うであって、私は鳥獣被害対策というようなものが非常に喫緊な課題であるにもかかわらず、10年構想ですから、その間にやればよいというような考えでのせなかったものが、その辺を伺いたいと思います。

それから、細部の中で広域観光の関連の問題ですが、これは2カ所訂正がありまして、「連携」から「連携」に漢字が変わっております。この前後の関係から見ますと、前のほうのレンケイは確かに「係」でいいのでしょうか、後ろのほうのケイは私は少なくとも「携」の漢字が妥当ではないかと思うのですが、その考えを変えた内容をひとつ伺いたいと思います。

それから、最後になりますが、この参考資料として出された総合計画は、既に市長としての決裁を終えておられるのかどうか。もし終えておらないとすれば、今後議会の声も、きょうも出ました、一般質問もたくさんございますけれども、そういったものを踏まえて市長としての新しい考えを入れながら修正するお考えがあるのかどうか、可能性があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 柴田議員の最後のお尋ねにお答えいたします。

決裁をして、そして議会に上程をする手続を経たものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

細部にわたりましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの柴田議員のお尋ねにお答えをいたします。

まず最初に、本基本構想と目標達成率をどの辺に想定しているかという趣旨のお尋ねかと思えます。本議案をご議決賜りますと、今後におきまし

て、基本構想の理念に基づき、下位の計画となります実施計画、これを策定して、具体の事務事業を選択のうえ、しかるべき進捗を図っていくという考えでございます。この中でいわゆる進行管理といいますが、評価分析といった機能が果たされるものと、すなわち目標達成率等の掌握、評価分析、そういったものが今後できるのではないかなと思っております、ただちに今現在この構想に即して、どんな目標達成率を描いているかということにつきましては、今は申し述べることはできないということでお答えにさせていただきます。

次に、2点目になりますが、施策の大綱とその内容についてのお尋ねにお答えいたします。初めに、むつ市長期総合計画の基本計画には、新市まちづくり計画になかった施策内容が4項目ほど追加していると、これはどのような理由によるかということでありまして、1つ目は、議案の8ページになりますが、施策内容の、広域行政の推進についてであります。これは、新市まちづくり計画では広域行政にかかわる部分につきましては、基本方針と別な形で1つの章を割いて掲載していたという、その全体の構成上の問題がまずあるかと思えます。本計画では他の施策と同様に整理をしたということから、結果として項目の追加となっているものであります。

それから、2つ目は、議案の9ページ、施策内容の、国民健康保険の充実についてであります。新市まちづくり計画では、国民健康保険に関する記述について、健康づくり施策の展開と、そういった項目に含めていたところでありまして、本計画では国民皆保険の制度のかなめであるという考え方のもとに、国民健康保険制度の安定、充実がより重要になっていると、またなっていくと、こういう考え方から項目を追加してございます。

それと3つ目は、議案の10ページになりますが、施策内容の、国民年金の充実についてござい

ます。国民年金は、議員ご承知のように、本来的には国の業務でございまして、市は受託という形で各種の届け出事務等受け付けも含めまして担っているところでありますが、このことなどから新市まちづくり計画におきましては、特に記述、章を割く、項を割く必要はなかったと、そういう判断をしたようございまして、それが近年国民年金に対する関心の高まり、功罪半ばではございますが、関心の高まり、それは老後に安心して暮らせるための生活設計をすると、その上で重要な基盤の1つ、制度の1つであると。そういったことから、さらにまた国民年金制度の理解と認識を高めるといふ観点から項目を追加したものでございます。

それと、最後4つ目でございますが、議案の11ページ、施策内容の、スポーツ・レクリエーション活動の充実についてであります。新市まちづくり計画では、スポーツ・レクリエーション活動に関する記述につきましては、社会教育の充実の項目の中で一括整理していたところでございますが、本計画では生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることが心身ともに健康で充実した生活の営みをもたらすということなどから、項目を分離し、新たに設定したという経過でございます。

次に、ここからは企画部としては、この長期総合計画の事務局、全庁的な取りまとめ役という立場でお答えを申し上げますが、各所管の部署に特化した内容につきましては、それぞれ各部から後ほど答弁があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、私どもの部分でございますが、基本構想の4ページ、(1)、観光の振興の、広域周遊型観光の形成中「連携」、これを「関係」に修正したのはなぜかというお尋ねであります。基本構想の中で「関係」を使用しておりますのは、この(1)の観光の振興の項、この部分のみとなって

おりまして、施策内容の、第1次産業との関係で、新市まちづくり計画の段階からつながりを持ってという意味をそこに強く持たせたいと、あえてこの表記を用いたと伺っております。したがって、これに合わせて隣の項も、この項全体「関係」に修正したというものでございまして、この章全体、他に全庁的な事務事業に及ぼす範囲の中でレンケイは、各課から積み上げた文脈の中で私どもは受けとめてございますので、これを持って全部「関係」にするというものではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、基本構想の12ページの、防犯対策の充実に消費者に対する記述がないのはなぜかと、重要と考えておられないのかとの趣旨のお尋ねでございますが、昨今議員言われますように、架空の請求事犯、詐欺、そういったものがいろいろ取りざたされておりますが、消費者トラブルが多発しているという最近の世の状況でございます。そんなことから、当然に取り込みが必要な施策の1つであると私どもも認識はしているところでございまして、消費者対策という点で参考資料の基本計画中の主要計画の中で消費者保護の観点から、4)として消費者保護の推進を掲げ、消費者に特化した内容で取り上げておるところでございます。

基本構想中には、やはり上位の構想のレベルでございまして、直接的には消費者対策としての記述はしておりませんが、市民が安全で安心して暮らすという表現の中に消費者の立場の方も、この市民という言葉の中に含ませているところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(川端澄男) 建設部長。

○建設部長(成田 豊) 引き続きまして、文言の訂正箇所190カ所のうち1カ所私の方の住環境の整備に関する部分でご指摘ありましたので、お答

えをいたしたいと思います。

基本構想では、5ページの下のほうにあります、住環境の整備の中で2行目に「自然との調和」というふうな表現をさせていただいております。また、長期総合計画の参考資料でございますけれども、この中では30ページに住環境の整備の中で現況等という表現の文言の中で、1行目の終わりから2行目の始まりに、自然との調和という表現をさせていただいております。前の新市まちづくり計画では、共生という表現があったというご指摘でございますけれども、共生といいますと、自然と一緒に進むというふうな意味合いが持たれるかと思えます。調和になりますと、自然のいろいろな要素や条件等がよくつり合うようなことに配慮して進めるという意味合いを持っていると思います。特に大きな意義はございませんで、共生というよりも、むしろ調和とするほうが的確に表現できるのではないかという判断に基づいて字句の訂正をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 10ページの教育の充実、学校教育の充実にかかわります地域の教育力となる地域人材の育成を図るということで、この地域振興という言葉を地域の教育力ということに変えたのはなぜかということ、これはどういうことを指すのかというお尋ねだと思います。これは学校教育という項目立ての中での論理展開でございますので、社会教育との連携もあるわけでございますが、学校教育の中では、今最も求められている地域教育力の向上という趣旨を盛り込んだということでございます。

今少子高齢化の中で子供たちの健全育成ということが大変大事になっております。学校教育現場も大変難しくなっているという状況があるわけでございますので、こういう状況の中では学校、家庭

はもちろんでございますけれども、地域社会の支援、地域社会全体の教育力が大事であるというふうに認識しているところでございます。もちろん子供たちを地域振興に貢献する人材として育成していくということについては、当然大事なことであるわけでございますけれども、ここではその前提といたしまして、学校教育の立場から、子供たちの健全育成という観点、そういうことから、地域全体で子供たちをはぐくんでいくという意味合いを強く埋め込んだということでの表現に変更したということでございます。

しからば、この地域の教育力となる地域の人材というのはどういうことを指しているのかということでございますけれども、これは社会教育との関連もあるわけでございます。今学校現場におきましては学校サポーター、あるいは学習サポーター、あるいは防犯安全対策ボランティア等、地域の皆様のさまざまなボランティア活動に支えられている面がございます。そういうことでの人材がまず1点でございます。子供たちの健全育成、学力の向上、情操の向上というふうなことでお力をおかしたいという観点、それから子供たちにつきましましては、当然ながら将来的にわたって地域振興にも貢献できる感化力を持った人材に育てていくということが、これは大きな目標としてあるということでございますので、そういうことを含んでいるということでの変更でございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、鳥獣対策についてのお話ございましたが、鳥獣保護対策、私ども教育委員会といたしましては、あくまでも文化財として保護する立場にあるわけでございます。捕獲につきましても、現状を変更するという、これを許可するという立場でございます。その立場からは、人と自然との共生、生態系の保全という、こういう域を踏み外すことはできないわけございまして、あくまで

も共生という範囲の中で対応していくということが私どもの立場でございます。共生ということには、あるいは個体調整ということも含まれると思いますが、現時点で私どもの立場からはそれ以上のことは言及できないということでございますので、その辺はお察しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 長期総合計画の基本構想に鳥獣対策がないのはなぜかのお尋ねにお答えいたします。

クマやウサギ、カラスなどによる農作物鳥獣被害対策につきましては、これらの鳥獣はその年により発生の状況が異なることから、その都度被害の状況を調査して、有害鳥獣駆除として実施していること、特にクマの生態につきましては解明されていない部分が多く、ただいま青森県では生息調査を実施中であり、その結果をもとにクマのメカニズムを解明し、来年度中にも被害防止マニュアルをつくる方針でありますように、被害防止対策が確立されていないこととあわせまして、有害鳥獣の取り扱いはあくまで臨時的なものであり、被害者でもある市民にとって自然災害的要素も含んでいるため、具体的な掲載はいたしておりませんが、柴田議員のご発言のとおり、この10年の中で、国・県の助言を得ながら、最良、最適な方策をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） 目標、現在答えられないというのが実態だと思いますけれども、少なくとも今日の目標を定める計画そのものがいろんな要素から長期計画を立てられないというふうなのが現実だと思います。立てても翌年変わるとというのが現実のようであります。したがって、いかにそれをローリングしていくかということが今後の大きな

課題で、先ほど企画部長から今後の進行管理、あるいは事業の評価、そういったものを含めて達成率の検証をしていきたいというお答えですので、それは了解したいと思います。

そこで、施策の大綱の関係ですが、実は私が深刻に考えたのは、全国規模で問題となった国民年金だと思うのですが、その中で川内庁舎に関する部分の資料が廃棄処分になっているということで話題が出ておりました。そういったことも含めて問題点として項目として老後の安心というような立場でのせたものと理解していいのかどうか、その辺伺いたいと思っております。

それから、スポーツ・レクリエーション、確かに社会教育の一環の中で今とらえてまいりましたし、これは文化、芸術、音楽、そういったものも当然だと思うのですが、むつ市はご案内のように県の駅伝でこれだけの成績を上げているのですから、スポーツの先進を行くと、あるいはまた全国スポーツ・レクリエーション祭の会場にも指定されているということで、是が非でもスポーツを掲げていかなければならぬだろうと私は思うのですが、そういった意味でこれは妥当な記述だと、そう評価をいたしておるわけでありませう。

そこで、共生と調和の住環境の関係ですけれども、確かに調和という言葉は非常に便利な言葉です。しかし、この調和というのは、とらえ方によっては非常に大きな問題を生むわけですね。例えば京都なんかでも建物を建てるときのいわゆる環境との調和、特にむつ市の場合は、都市計画区域と以外の区域は線引きをしているものの、用途区域の線引きがないわけですね。したがって、この調和というのは非常にとらえ方からすれば、上も下もあるような考え方で、そういった意味からすれば、共生というのが私は考え方の理念としては非常によかったのではないかと考えているのですが、その辺もう一度ひとつお考えをいただきたいと思

ます。

それから、不可欠の人材という言葉は、私は非常に重みのある言葉だと思うのです。いわゆる教育にとって、その地域にとって不可欠な人材というのが私は非常に重みのある言葉だと思う。それが地域力という言葉になってくると、どうも教育基本法の改正に絡んだ言葉として出てきたような感じがしまして、やっぱり私は戻してほしくなかったなというのが現実の考え方です。その辺ひとつお考えをお聞かせ願えればと、こう思います。

以上、ひとつお願いします。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの柴田議員の国民年金の充実についての川内庁舎における事案を引用してお尋ねでございますが、私自身、それは念頭には受けとめておりませんでした。あくまでも先ほど申し上げましたように、高齢化社会が進行していく中において、国民年金制度の重要性といったものでこの項を割いた、設けたということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 新市まちづくり計画の中では不可欠の人材というふうな記述があるということで、これを取ったのはどういうわけかということなのですから、意識的に取ったということではないのでございます。地域振興という言葉、これを考えれば不可欠な人材という、地域振興という大きな考え方からすれば、こういう人材が地域には不可欠なことが多々あるわけでございますので、こういう言葉を使ったかと思っております。ただ、ここでは先ほどお答えいたしましたように、学校教育ということに限定したということでございますので、その中でも不可欠な人材があるのではないかというふうに言われればそのとおりかもしれませんが、意味合いを少し教育というところに力

点を置いた論述に変えたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

地域振興につきましては、もっと大きな意味合いでの考え方、教育ばかりではなくて産業振興もありますでしょうし、またさまざまな環境整備、あるいは民生安定等のこともありますでしょうし、さまざまなことが含まれての地域振興ということでもありますので、そちらのほうは、この教育というところからは少し薄まったということでございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

この計画につきましては、策定の小委員会あるいは策定委員会等を経て、このようなまとめ方にさせていただきましたが、共生と調和、特に大きな意味はないというふうに先ほど申し上げましたけれども、ただ、今柴田議員からご指摘ありましたことを十分に踏まえまして、これから進めるうえで気を使いながら運営してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、基本は6万余の住民がどのような要望を持っているのか、その辺を的確に把握して、この計画を実行してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） 私今まで聞いたのは、理念です。理念の言葉のうえでのとらえ方によって、大分その理解度が違うものですから、それで一応私なりにお尋ね申し上げたわけでありまして、基本的には、私は計画をおつくりになるということに対しては賛成をしたいと思っておりますので、今後十分市民の声を取り上げたうえで吟味したものをつくっていただきたいなと、こう思います。

終わります。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を

終わります。

次に、40番坂井一利議員。

(40番 坂井一利議員登壇)

○40番(坂井一利) 新市長になりましたから、初めて何かお目にかかるような気がします。

まず冒頭にお尋ねしますが、長期総合計画の参考資料には載っていて、基本構想には載っていないというふうな形になっていますけれども、参考資料の取り扱いはどのように取り扱いますか。そこから中身に入っていきたいと思えますけれども。これ1回目の質問と違うでしょう、確認ですから、今。

○議長(川端澄男) 質疑ですから。そのまま続けてください。

○40番(坂井一利) では、基本構想の中というよりも参考資料のほうで確認したいです。

参考資料のほうには、財政再建とか庁舎移転とか、それから教育の問題のほうでも、もう既に実施の流れで進んでいるのもあるわけなのです。それで、ただ議案第56号の基本構想という流れは、きれいな文章等が並んでいるだけで、具体性がほとんどないので、それで参考資料のほうを確認したいと思ったのです。だから、今まではこの参考資料等も基本構想に基づいてやっていますので、参考資料も回答として、答えとして認めるわけですか、これらのものを。まず聞きます。参考資料として確認することはできますかということなのですけれども。では、参考資料で質問してもよろしいですか。

(「いい」の声あり)

○40番(坂井一利) では、参考資料の中のほうでいきます。

参考資料の4ページの主要課題の中で、非常事態にある財政の再建が喫緊の重要課題でありと、まずそれを念頭にとらえたうえでお話ししますが、こっちの基本構想の中にのっていない流

れの中で、それから新市まちづくり計画の中にも具体的にはなかった旧アークスプラザへの移転についても載っているわけなのです。まず最初にこれらについてお尋ねしますが、新市長は財政再建を公約の中に入れておりました。それと、故杉山市長の遺志を継ぐという形で、旧アークスプラザへの庁舎移転についても現在進行形で説明会等をいろいろやって、旧アークスプラザに移転の経費等がかかるわけなのだけれども、何か財政再建と整合性がないような気がいたしまして、それをどういうふうな形で財政再建と結びつけるのか、それをお伺いしたいと思います。

それと、この庁舎移転、先ほど前の議員もお尋ねしておりましたけれども、住所変更移転に関する問題、3分の2の問題があります。私前回の定例会において一般質問のとき、議会のあり方についてちょっとお尋ねしたことがあるのですけれども、理事者側が議会にお出しになるときは法律に、もっとも中学生でも普通の法律の文章はわかるわけで、わかりやすい形で出してもらいたいところでもお尋ねしているわけなのですけれども、ただそのときはまだちょうど今の市長がいないときでありました。

本来庁舎移転等に3分の2の同意というのは、その前に基本的に財源がしっかりとした形でできてから移転するのが本来の姿であるわけなのですけれども、今のやり方は、過半数においてでもできるみたいなニュアンスで一般に伝わっているわけです。だから、先ほど3分の2の同意が必要だということを知らしめる必要で先ほどのお話もありましたけれども、財源の確保が絶対条件とあるべきものを、それがちょっとおろそかになっているのではないかなと、そういう印象も持っておりますので、それらについてもきちっとした形でやっていただきたいと。本来ならば、庁舎移転は3分の2の皆さんの同意を得てからお金等も全部準

備できてからやるのがごく自然だと思うのです。個人的に家建てる場合も、お金が準備できてからやるわけですから。それらについて、ちょっとお尋ねしておきます。

それから、教育関係のほうで、既に学校の統廃合が進められております、小学校等の。これも参考資料の中です。参考資料の68ページで主要計画の学校規模の適正化という形で学校の統廃合等がのっております。これは、既に現実に動いているわけなのですが、例えば小中一貫校等についてもあるわけなのです。当川内地域におきまして、小学校の統廃合に当たって1つにまとまるわけなのですが、建設場所が決まったのかどうか、それを確認しておきます。

それから、もう一つ、農林水産業の振興についてでありますけれども、これも参考資料の21ページです。ここの文章に、合併協議会のときも大分うちのほうの担当者といろいろ話し合いをしたわけなのですが、文章の中で広大な土地とかいろいろな形で入ってきているのです。実際に広大な土地となると、今みんな荒れ果てて、農業の立て直しがほとんどできないような状況の中で、農業を含めて第1次産業の戦略をこれからどのような形で構築していくのか。基本計画のほうではそういうふうなものがはっきり見えてこないものですから、それでこちらのほうをお尋ねしているわけですが、先ほど教育関係で学校建設の話をしましたけれども、みんな運動していますものですから、その学校建設にコンクリート建設と書いてあるのです、実施計画の中には。だから、新市長としては、林業の振興のためにそういうふうなものもこれから念頭に入れていくかどうかということですね。大体そういう形で3点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 坂井一利議員にお答えにな

るかどうかが、ちょっと私も今考えているところでもありますけれども、あくまでも議員生活、私よりも大先輩でございます。その方にこういうふうなお話するのはちょっと失礼かなと思いつつも、あくまでもただいまの議案についての質疑は、議案第56号むつ市長長期総合計画の基本構想についての質疑というふうな形でございまして、これはむつ市長長期総合計画、この厚いほうはあくまでも議案第56号の参考に供した資料ということでございまして、その参考資料の中のご質疑というふうにとらえることがまた適切なのかもちょっと、議長から今指名を受けましたのでお話をさせていただきます。

財政再建、これにつきましては、私はしっかりと再建をしていかなければいけないと。選挙の公約の中でも、法の中にあります最少の経費で最大の効果ということ恒常に念頭に置いて財政運営をしていかなければいけないと、このように考えております。これは、やはりさまざまな部分での要望がかなりストックとして現在あります。しかしながら、そこにはやはり優先順位をつけ、そしてそれを計画的に進めていくというふうな中でも基本的には最少の経費で最大の効果ということ恒常に念頭に入れて財政運営をしていかなければならないと、それは杉山前市長の形をしっかりと踏まえて財政再建に取り組んでいかなければならないと、こんな認識をしているところであります。

庁舎移転の件がこの長期総合計画の参考資料の中に書かれているわけなのですが、この部分につきましては、一般質問等々で答弁をさせていただきたく思いますし、また住民説明会の中でも説明をさせていただいております。その部分につきましては、今後市政だよりでその説明会の質疑応答の内容、さらに間もなくホームページを通しま

して、その会議録が公開をされるというふうなことで、今後も私は折々につけ、この説明会を議長のお許しを得て議会議員の皆様方にご説明もし、そして市民の皆様方にもこちらのほうから出かけていって説明会を開催していきたいというふうな思いでございますので、ご理解をしていただきたいと思ます。

その余につきましては、担当部長から答弁させます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 参考資料の中で農林水産業の振興の記述の中に広大な土地というのがあるが、荒れ果てている土地をというふうなご発言でございます。前回にも坂井一利議員から耕作放棄地の質疑をちょうだいしたことがございましたが、私どもあくまでも基本的理念は、この基本構想の4ページに掲げられておりますとおり、農林水産業の振興は、基幹産業としてこれまで発展してきた農林水産業について、新たな経営戦略や技術を導入、経営環境の整備等により再活性化を図りますという理念のもとにいろいろな面で施策を考えてまいりたいと思ます。

広大な青森県で一番大きなむつ市のこの土地を、農業だけではなく、林業、水産業にいかにかかしてまいるか私ども農林水産業、第1次産業の最も大きな課題であると認識してございます。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 学校統合にかかわります川内地区の川内小学校の場所が決まったのかというお尋ねであったかと思ますが、第一川内小学校の改築につきましては、過疎計画にもものっている事業でございますので、私どもといたしましても、できるだけ早く具体的な事業構築を図りたいというふうに考えているところでございます。

その際には、今教育プランをつくりまして推進を図ろうとしております小中一貫教育を推進すべ

く併設型の小中一貫校として整備したいものと考えております。そういうことになりましたら、建築場所としては川内中学校の隣接地が最も適切ではないかなというふうに考えているところでございますが、まだ決定ということではございません。以上です。

○議長（川端澄男） 40番。

○40番（坂井一利） 市長にもう一度確認しておきます。

この参考資料の中に書かれてあるものは、こちらの基本計画のための資料ですから、同一のものとなしてよろしいわけですか、先ほどから念を押すような形ですけれども。

それと、今までの流れの中でこういう参考資料も含めて議論の対象になっておりましたので、なぜ具体的に、順番が違うのかわかりませんが、参考資料にあつて基本構想のほうにはないのかということもあえて確認したいと思ます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

むつ市長期総合計画の議会の議決を経なければならぬものは、この基本構想でございます。お手元に配布してあります参考資料は、あくまでも基本構想を補完するための参考資料であると思理解いただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 40番。

○40番（坂井一利） この長期総合計画の中での問題は、参考資料にのつておりながら、基本構想のほうには全然ないと、それは関係ないということなのですか、先ほどお答えいただきましたけれども、今現在いろいろ進めておりながら、基本構想のほうにはないものですから、それであつて確認したいのです。いろいろな形で出ているわけですから。それが出つておりながら、今出すのではなくて、参考資料にはあるということなので、どうもその

辺がすっきりしないものですから。もう一度お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議決の対象となるのは、この基本構想でございまして、ちょっと例を挙げさせていただきますと、当初予算につきましても、あの薄っぺらな形で議決の対象になります。そして、分厚い予算の説明書、あれはやはり予算をご審議いただくための参考資料というふうな形で皆様方に、議員各位に配布をさせていただいております。あくまでもこの基本構想が議決の対象になっているということをご理解をしていただきたいと思ひます。

あとは、総務部長から答弁させます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

前段で基本構想が網羅してございます。そして、その基本構想を受けまして、細部にわたってその中身を詳しく説明したのが参考資料の長期総合計画の中身であることをご理解いただきたいと思ひます。

○議長（川端澄男） これで坂井一利議員の質疑を終わります。

次に、53番千賀武由議員。

（53番 千賀武由議員登壇）

○53番（千賀武由） 私は、この長期総合計画の基本構想については何ら異論はないわけですが、これから市長におかれましては、この総合計画を推進していくうえで承知してほしいなと思ひ、頭の中に置いてほしいということで数点お尋ねしたいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

まず、9ページにあります医療体制の充実に関連してお伺いをしたいと思ひするところがございます。これは、質疑といたしまして、私は大畑診療所について、故杉山市長にも何回か伺ったことが

ございますが、今新市長となりました宮下市長におかれましては、この大畑診療所を今後どのように進めていくのか、それを伺いたしたいと思います。また、空き病床の今後の活用方法についても、その方向性が現在全く決められておりません。市長は、一部事務組合下北医療センターの管理者でもございます。この件についてもどのように考えているのかをお伺いをしたいと思ひます。

次に、12ページの交通安全の確保というところでございますが、交通安全は今車社会の中で重要な問題でもございます。るる私数回交通安全についてはお尋ねをしているところでございますが、なおかつ積極的な取り組みが今後も必要かと存じます。そこで、むつ市全体を通じて今後の交通安全に取り組むその考え方をお聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 千賀議員のお尋ねにお答えいたします。

医療体制の充実というふうなことで、その基本構想の中の記述がある部分についてのお尋ねでございました。そして、大畑病院、現在診療所になっているわけです。その基本的な考え方をお尋ねされたわけでございますけれども、県が進めております自治体病院の機能再編計画に基づきまして、ご承知のとおり平成17年4月から診療所になったわけでございます。私も市長就任後、一部事務組合下北医療センターの管理者ということで、大畑診療所の現状と、それから空き病床等の有効活用等の説明を受けております。ただ、一部事務組合下北医療センター議会もあるわけでございますので、この場合は、十分詳しいご説明は差し控させていただきますと思ひますけれども、基本的には地元の皆さんが安心して住めるような体制に向かって考えていかなければならないと思ひますし、去る3月の下旬に答申がありました大畑診療

所のあり方の検討委員会、これ等々も踏まえ、さまざまなご意見を聴取し、そしてアイデアを募集しつつ取り組んでいきたい。基本的には、私は大切な施設でありますし、そして住民の命を守るための、市民の命を守るための施設であるという認識は、合併以来、議員当時から、議長のときからも十分各議員方の思いはしっかりと胸に秘めているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 第2点目の交通安全対策についてお答えいたします。

4月初めからの新入学児童の交通事故防止活動に始まりまして、12月の冬の交通安全県民運動まで四季折々交通安全対策を実施しておりますが、今月以降実施される部分についてご説明申し上げたいと思います。

今月は、まず9月12日に前回の定例会で補正予算の関係でご説明いたしました高齢者対応の交通事故防止の対象者、田名部地区老人クラブ70名の方を対象にしまして、下北自動車学校におきまして、地域ぐるみ・高齢者のための交通安全事業、これは老人クラブ会員の方々の参加体験実践型夜間事故防止交通安全教室でございます。9月の秋の全国交通安全運動にタイアップした事業といたしましては、9月21日、むつ地区におきましてはマエダ本店前でシートベルト着用向上並びに高齢者の交通事故防止むつ9月作戦を実施いたします。同じ21日に川内地区におきましては、川内消防分署前で同じ交通事故防止むつ9月作戦を実施いたしますし、大畑地区におきましては、26日にサークルKの前で同じ事業を実施する予定になってございます。さらに、11月に入りますと、いきいきシルバー交通安全強調月間に入りますので、今後実施要綱を定めて実施する予定でありますし、冬の交通安全県民運動に合わせまして、12月

11日から12月20日まで、これもまた後ほど実施要綱に定める要綱に従いまして、交通安全対策を実施してまいる予定になってございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 53番。

○53番（千賀武由） ただいま市長にはいろいろアイデアを持ちながら、今後市民の命を守る、しっかり胸に秘めて大畑診療所のことを考えていくということでございますので、それはそれなりに理解をいたしました。ただ、活用方法のその方向性についてはもう少し詳しく聞きたいところがございますが、もし聞ける範囲でしたらお願いしたいと思います。

それと、地区住民の要望となることでございますが、むつ総合病院に通う大畑地区の皆さん、特に高齢者の皆さんは、非常に少ない年金の中でむつ総合病院に通う交通費も大きいし、医療費も合わせると本当に大変だと。車もないし、もう体力もないのだと、大畑地区の近いところに立派な診療所があるのに、早くお医者さんをふやして救急入院ができる病院に戻してほしいという切実な訴えが非常に多うございます。医師不足は、我々大畑地区住民も本当に承知はしてございます。ですが、この5月に赴任いたしました常勤医師も1人で非常に頑張っております。1人で頑張っているにもかかわらず、いつかは1人ですと限界がございます。複数の医師を配置する、そうする、しないも管理者である市長のお考え1つと私は思うところでもございますので、この地域住民の気持ちを見捨てないで、医療体制の充実をぜひ図ってもらいたい。そういうことで、いま一度そのお気持ちを伺いたいというところでございます。

それと、交通安全につきましては、何月、何月ということではなく、全般に通じて交通安全はこのようにむつ市はやっていくのだと、そういう感じのことを聞きたかったのでございますが、そこ

のところが聞けないのがちょっと残念でございます。

それで、私も1つといたしまして、交通安全意識向上のためにもご提案したいなと思うところがございます。これは、合併前、旧大畑町で、現在議員である川端一義議員が町長時代、交通安全無事故の日、そういうことで毎月6日と25日、かけ合わせてムジコと読むのですけれども、6日と25日を設定して、町民一丸となり取り組んだ経緯がございます。こういうことで、むつ地区全体といたしまして、このような取り組みをして交通安全意識の向上を図られるよう、この基本構想の中でも頭に秘めておいてほしいと思いますが、そこあたりどうでしょうか、お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） あくまでも一部事務組合下北医療センター議会がございますので、細部にわたってのお話は、この場では差し控えさせていただきます。

ただ、活用方法につきましては、3月26日の大畑診療所のあり方検討委員会というような形で杉山肅管理者に答申が出ております。この部分を尊重しつつ、そして十分に吟味をして、私なりによりよいあり方について考えていきたいと、こういうふうに思います。

また、交通アクセスの部分ですけれども、その部分については、もう既にそういうふうな形がどうなのかということは指示を出しております。その内容についても具体的な部分は差し控えさせていただきますけれども、千賀議員の意を、また地域の皆様方、住民の皆様方の意を酌んだ形を何とか実現したいというふうな部分で、交通についてはその程度の答弁でお許しをいただきたいと思います。

交通安全につきましてのご提案は、ご提案とし

てお聞きし、6月25日なのか、それとも6日と25日なのか、その部分をゆっくりこれから考えさせていただきたいと思います。

○議長（川端澄男） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者44人、起立しない者9人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第56号 むつ市長期総合計画の基本構想については原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号

○議長（川端澄男） 次は、日程第2 議案第57号  
むつ市長の資産等の公開に関する条例の一部を改  
正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第58号

○議長（川端澄男） 次は、日程第3 議案第58号  
むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第59号

○議長（川端澄男） 次は、日程第4 議案第59号  
むつ市本庁舎移転基本計画審議会条例を廃止する  
条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第60号

○議長（川端澄男） 次は、日程第5 議案第60号  
財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団川内消防団第1分団配備  
の消防ポンプ自動車を更新するためのものであり  
ます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第61号

○議長（川端澄男） 次は、日程第6 議案第61号  
財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団大畑消防団本部付分団配  
備の消防ポンプ自動車を更新するためのものであ  
ります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので、順次発言を許可します。まず、14番澤藤  
一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） この事業の実現には、前市長  
初め関係者のご努力により実現したものでござい  
まして、心から感謝とお礼を申し上げます。

大畑地区では、救急自動車が1台で大畑診療所  
が救急機能を失って以来、たびたび救急活動が重  
複をする、事態が重なるということでございまし  
たが、早期の救急車の配備、複数配備が望まれて  
いました。それで、この配備がいつになるのかお  
知らせ願います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

議案第61号の参考資料でお示ししておりますと  
おり、この議案が通りますと、早速本契約に移行  
いたしまして、平成20年3月21日までには導入し  
たいと、こう考えております。今議員ご指摘のよ  
うに、大畑診療所が病院から診療所に、ある意味  
では格下げになりました。それを受けまして、む  
つ総合病院への救急車の搬送がかなり多くなって  
ございます。その中で大畑消防署と協議いたしま  
した。その中では、昭和58年に購入した消防ポン  
プ自動車も欲しいけれども、さらに救急態勢の確

保を図りたいと、これも欲しいことも要請がございました。それを受けまして、財政状況が厳しいこともありますけれども、この消防車は、平成16年に東京モーターショーで紹介されたもので、平成17年には千葉県松戸市の消防局が初めて導入したと伺っております。

それで、救急車と消防車との出勤形態を見ますと、救急車のほうが7倍と言われております。そうなりますと、現時点ではこの両方を兼ね備えた消防車を購入するほうが市にとってもベターであるだろうと、そういう結論に達しましたので、今回の更新に向けて、この消防車を購入することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今総務部長より説明があったわけですが、年度末までに配備というようなことでございました。非常に遅いなというような感じを持っております。そこで、大畑診療所が病院から診療所になった後、この救急活動が重複した回数を把握してありましたらお知らせいただきたいと思っております。

それから、つい先日、2日でございますが、夕方5時ちょっと前でしたか、大畑地区の国道338号で追突事故がありまして、そのときに私は119番をかけました。そうしたら電話に出た方が、どこでどういう事故だというようなことを詳しく聞かれまして、そのようにお答えしました。そうしたら、その場所についても細かく申し上げたのでございますが、それを聞き終わってから、これから転送しますということで、今度は大畑消防署が出ました。そして、また同じことを繰り返して話すというような状況がありまして、今のシステムが救急とはいいながら、非常にけがをした方に負担を強いる体制だなという感じを持ちました。この辺についての見解ありましたらお知らせ願いま

す。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

大畑診療所が診療所になりましたからは、平成17年になったわけですがけれども、平成16年当時までは大体200件程度でむつ総合病院に搬送がおさまっておりました。それが大畑診療所が病院から診療所になったがために、その件数が平成17年度以降年間300件ほど、約100件ほどふえてございます。

それから、システムの関係でございます。これは、下北地域広域行政事務組合消防本部等々と今協議してございます。これは、防災も含めまして、よりよい市民への伝達方法をいかに速くしなければいけないのか、それを今協議してございます。これからよくなると思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今の答弁ですと、200件から300件にふえたと、むつ総合病院への搬送ということでございますが、これは当然のことですが、私がお聞きしたのは、重複して救急車が出動する回数は何回あったのかということでお尋ねをしたわけでございますので、これがわかりましたら再度お願いしたいと思います。

それから、今災害等の市民に対する周知等の体制をいろいろ考えているというような答弁でございまして、これもまたちょっと答弁が違うのかなという思いがあります。やはり今の、私先ほど申しましたように、一たん青森ですか、どこですか、むつですか、119番が出まして、その後と同じことをまた繰り返して説明しなければならないというこの現場の状況を改善するための方策について再度お伺いします。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

恐らく救急車がある意味でダブルの搬送ということのお尋ねかと思えます。私のところには、その資料はちょっとございませんけれども、まずどういう搬送形態なのか、ちょっと具体的に申し上げたいと思えます。

平成18年度の実績を申し上げますと、大畑診療所は救急の夜間診療がありませんので、日中の救急外来は22件ございました。それ以外にむつ総合病院の搬送が307件、こういう集計になってございます。おのずとむつ総合病院への搬送となりますと、動線が長くなりますので、その間ある面では救急態勢がとれないと。そうなりますと、風間浦村のほうから救急車を要請したり、あるいは本部のほうから救急車を要請したりと、そういう体制をとっておりますので、この消防車を導入することにより、その時間の短縮も可能になると理解しております。

それから、救急態勢、市民に対する電話等の恐らく連絡の、それが本部に電話して、それから大畑消防署、それが煩雑になっているとご指摘がありました。それにつきましては、現在防災、例えば火事があった場合、あるいは交通事故があった場合に、市民に対する広報につきましては、消防本部等と協議してございますので、そのものについては将来的には改善されてくるものと理解いたしております。

転送という形は、恐らく今現在はないと思えます。昔は、青森のほうに行きまして、それからまた転送されて本部あるいは大畑消防署に行く形態になっていましたけれども、現在はそうようになっていないと私は聞いておりましたけれども。今固定電話の話で申し上げました。

○議長（川端澄男） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、23番齊藤孝昭議員。

（23番 齊藤孝昭議員登壇）

○23番（齊藤孝昭） 前の議員と多少重複するところがあるかも知れませんが、一応通告していますので、質疑したいと思います。

通告しているのは、分団へ救急機能を持った車両を配備した理由と考え方についてということを通告しておりましたので、お答え願いたいと思えます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほどの澤藤議員の質疑の中でお答えしたわけでありましてけれども、改めてお答えいたします。

この消防ポンプ自動車は、昭和58年に購入したものでありまして、もう既に24年が経過してございます。老朽化が進んでいるということで、それぞれ消防団にはその消防ポンプ自動車も配置されておりますけれども、古い車につきましては、逐次更新していきたいと、その一環でございます。

それで、この更新に当たりましては、大畑消防署と協議いたしました。その中で、先ほど来申し上げておりますように、救急自動車の購入も考慮していただけないかと、そういう要請がございました。それとあわせて消防ポンプ自動車の更新も考えていただきたいと、そういう要請がございまして、市の財政の状況もありまして、この消防自動車が世界に類を見ない特別車両といいますが、そういうものができましたので、本市が考えた両方兼ね備えた車両としては一番ベターかなということで購入したのが経緯でございます。

それで、全国的に言われていますのは、消防車と救急車の出勤頻度といいますが、これを比較いたしますと、統計とってしまして、救急車のほうが消防自動車の7倍ぐらい出勤回数が多いと。それを考えますと、この消防車を買ったほうが大畑消防署とすればベターだろうと、そういう結論に達しましたので、この消防車を購入することにいたしましたのでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） 今総務部長の答弁の中に大畑消防署という言葉が出てまいりました。私は、分団へ配備した理由を聞いたのですけれども、内容は別として、最後大畑消防署の要請でという話が出ました。そこで消防団条例というのがむつ市にあります、配備されるのは分団であります。分団の仕事の中身も条例で決められていますが、救急に使う場合、大畑消防署と分団との整合性をどうふうに考えているのかお知らせください。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

大畑消防団本部付分団の場所につきましては、大畑消防署内でございます。したがって、救急車としての整備あるいは消防ポンプ自動車としての整備もある意味では大畑消防署がやるのがベターであろうということでございます。基本的には、万が一火が発生した場合、各分団がありまして、まずその分団の消防自動車が出てまいります。基本的には、そっちが先に出てまいりますので、それを補完する意味で、本部の消防ポンプ自動車が動く形になります。それを考えますと、頻度等を考えますと、この消防車を購入しても、本部にはまた1台消防自動車がありますので、その中で対応できるということの協議の中で消防団あるいは大畑消防署との協議の中で消防車を購入するのが決定したものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） 言っていることと現状はよくわかるのですけれども、これ分団に配備することで制約が相当出るので。本来であれば下北地域広域行政事務組合大畑消防署にこの車両が配備されれば多分問題なかったと思います。

そこで、財政が厳しいという話もありましたが、買うための財源はどこから出すのか、お知らせください。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

大畑の消防車整備事業に関しましては、過疎対策事業債、過疎債を予定しております。充当率は100%です。

以上です。

○議長（川端澄男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第62号

○議長（川端澄男） 次は、日程第7 議案第62号字の区域の変更についてを議題といたします。

本案は、国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第63号

○議長（川端澄男） 次は、日程第8 議案第63号一部事務組合下北医療センター規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 若干お尋ねいたします。

このむつ市の議員定数を削減する理由について  
お尋ねいたします。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

一部事務組合下北医療センター議会の議員定数  
につきましては、従来は下北郡内の1市3町4村、  
8市町村それぞれ2名ずつの議員で構成されてお  
りました。その後平成17年3月に郡内4市町村が  
合併いたしまして、そのときにそのままむつ市選  
出の議員8名と改正してございます。実質的には、  
従来の16名の議員の選出は変わってございませ  
ん。

今回は、来る9月30日に予定されておりますむ  
つ市議会議員選挙によりまして、むつ市の議員定  
数が30名になることになっております。それを受  
けて、現在のむつ市選出の議員8名を5名にし  
たい。それから、残りの大間町、東通村、風間  
浦村、佐井村はそれぞれ2名ということで、現在  
の定数との動きはございません。したがって、  
全体の中では議員定数を16名から13名にしたい  
ということの協議が組合からありましたので、今回  
の提案となったものでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 改選して議員が30名になると、  
そこで3名減らしたいという話でした。私も一  
部事務組合下北医療センター議会でこの規約改正  
の説明を受けたときは、経費を浮かすためだとい  
う説明を受けました。その点が答弁の中にありま  
せんけれども、その因果関係はないのかどうか。

もう一つは、脇野沢地区、川内地区、大畑地区  
が1人ずつ削減されるということになるわけです  
けれども、人口の比例配分からいって、むつ市以  
外の町村との比較をした場合、場合とありますが、  
人口配分ということで検討してみたことがござい  
ますか。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この議員の定数配分につきましては、うちのほ  
うは承知してございません。あくまでこれにつき  
ましては、一部事務組合下北医療センターの中で  
決定された事項を今の議会に提案していただきた  
いという協議がありましたので、提案したまでの  
こととさせていただきます。ご理解を賜りたいと思  
います。

○議長（川端澄男） 21番。

○21番（工藤孝夫） 提案するに当たって、一部事  
務組合下北医療センターのほうから提案してほ  
しいというから提案したと、そういう提案の仕方  
というのは正しいのですか。少なくとも提案して質  
疑があると想定した場合に、これこれのものがあ  
ったのだという答弁ができる、そういうものでな  
ければならないはずだと私は思うのですけれど  
も、どうですか。

それから、先ほどの経費の問題等も含めてお答  
え願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

先ほど来申し上げましたとおり、むつ市として  
は確かに一部事務組合下北医療センターの構成団  
体の1つではありますけれども、その中身につき  
ましては承知しておりません。その中では、あく  
まで組合の中で協議された事項を今定例会に提出  
していただきたいと協議がありましたので、協議  
に基づき提案したものでございますので、その中  
身までは承知してございません。

○議長（川端澄男） 暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 一部事務組合下北医療センターの本部から聞いておりますのは、郡内の首長さんと協議のうえ決定されたと聞いております。それから、議員もその中に入って協議されたと聞いております。それを受けまして、今回の提案となったものでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

向こうの提案は、議員定数を16名から13名ということで3名減の協議がありました。それを受けまして、うちのほうは経費節減等々ありまして、この定数の削減については了解して今回の提案となりました。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第64号

○議長（川端澄男） 次は、日程第9 議案第64号 むつ市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務常任委員会に付託いたします。

議案第65号

○議長（川端澄男） 次は、日程第10 議案第65号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第66号

○議長（川端澄男） 次は、日程第11 議案第66号 平成19年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 通告をしてあります項目についてお尋ねをさせていただきます。

総務費の徴税費、インターネット公売手数料についてであります。このインターネットによる公売、非常に税の徴収に効果が期待されるわけですが、現在差し押さえをしている品目等どのようなものがあるのか、あるいは差し押さえの金額に見合う金額であるのかということについてお尋ねをいたします。

それから、第8款土木費の道路橋りょう費ですけれども、工事費を減額してパトロール車を購入するわけですが、このことによって取りやめた工事等はあるのか、工事への影響はないのかについてお尋ねをいたします。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

ネット公売にかかわる差し押さえ財産の概要ということですが、8月末現在の差し押さえ時の滞納金額とあわせてお知らせします。

まず、給与につきましては33件、2,963万円、それから自動車につきましては1件、25万2,000円、電話加入権117件、5,914万9,000円、それから年金につきましては8件の700万5,000円、それから不動産は169件、1億5,585万8,000円の差し押さえといたしますが、件数につきましては差し押さえですけれども、その差し押さえのときの滞納金額ということでございます。

公売物件に見合うものかというお尋ねでございますが、今回の場合は今までお知らせしました差し押さえにつきましては自主納付を促すまでの差し押さえでございます。公売につきましては、今現在は見合う物件は差し押さえしてございません。今後滞納処分を見ながら、改めて差し押さえ、動産中心になると思いますが、やっていきたいということで、ここまでの分とは違うということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 11ページの道路新設改良費の件でございますけれども、工事費のほうを400万円減額いたしまして、備品購入費を400万円同額を増額したものでございます。これは、今まで東北防衛局と協議によりまして、老朽化したパトロール車等の更新を認めていただいたわけで、このようにさせていただきました。

調整交付金でこの事業を平成18年度から実施しておりますけれども、最終年度は平成23年度までの予定となっております。各年度5,000万円近くの前算を計上いたしまして実施しているものでございます。先ほどのお尋ねでありました400万円を減じたことによって工事がおくれるとか、縮小するのではないかというふうなお尋ねでございますけれども、そのようなことはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 14番。

○14番（澤藤一雄） 税のインターネット公売の件ですけれども、徴税当局も非常にご苦労されているなという思いがあります。そして、これまでは警告を含めたということですが、今度はいよいよ公売をせざるを得ないというようなことのようにございます。それぞれ滞納、未納の事情等があるかと思ひまして、状況によってこうした措置もとられるのだと思うのです。

やはり徴税をしなければならないというような立場の方々につきましては、非常にご苦労さまでございますけれども、税を集めることと同時に、ある意味では民生の安定ということも考慮に入れながら、ひとつ頑張っていたきたいと。

終わります。

○議長（川端澄男） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、23番齊藤孝昭議員。

（23番 齊藤孝昭議員登壇）

○23番（斉藤孝昭） 議案第66号、前の議員と質疑通告したのが同じですが、ちょっと不明点がありましたので、追加で質疑させていただきます。

インターネットオークションを活用することになった経緯を先にお知らせください。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

議員もご承知のように、市税の収納率の向上には自主財源を確保するため、税務当局といたしまして日夜いろいろ努力いたしております。これまでの徴収対策のほかに、もっと効果的な対策がないかということで税務内部でいろいろ検討してまいりました。むつ下北地区税務協議会という団体がございまして、むつ市は、その市町村部会を担当をしております、平成18年度としてどんな事業をやった方がいいのかということを検討してまいりました。そして、結果的には徴収事務研修会を開催しようということで、ことしの1月18日、下北文化会館で東京都主税局を退職して、今ヤフージャパンでネット公売を担当している公売の伝道師と言われる方がたまたまこの講習会の講師をしてくださるということでございますので、こういう機会はなかなかないものですから、下北郡内の市町村の方々に集まっていただいて講習を開催させてもらいました。

その公売の講習でございますので、搜索の仕方とか、滞納処分の仕方とか、公売に至るまでの経緯をかなり詳しく研修いただきまして、下北市町村では相当の反響とございますが、衝撃的な反響がありました。むつ市も、それから2月から5月までいろいろ内部で検討を重ねてまいりました。ちょうど出納整理期間ということでなかなか検討も大変だったのですけれども、両者合わせていろいろ検討してまいりました。その結果、これは費用対効果の面から見ても、午前中の別な件で市長の

答弁もありましたとおり、最少の経費で最大の効果を上げるということから見ますと、このネット公売というのは非常に効果があるというふうに内部で結論を出しました。

また、県内では青森県、それから青森市、十和田市でもってネット公売を今現在実施してございます。これから予算化してからとか、それからヤフーのほうに申し込みという手順どおりにいきますと、ついつい年度を過ぎてしまう気配もありますので、検討してまいった結果、6月下旬に、上旬からなのですけれども、申し込みをしたいということで、関係課合議していただいて、6月下旬に決裁をいただきました。それで、ヤフージャパンのほうに申し込みをしたということでございませぬ。

ネット公売を実施するに当たりましては、落札者が決定いたしますと、公売の必要経費として3%の消費税ということで手数料が生じてまいります。その手数料をまず予算化しないと公売参加してもなかなか進みませんので、まずは役務費として計上させていただこうということで、今回の予算計上になった次第です。

一応金額といたしましては、先ほど申しましたとおり、想定している部分でございまして、実際公売物件があるわけではございません。そのため、予算で計上をするためにも自動車を80万円、それから動産を30万円、これぐらいは公売に当たって実施できるのでないかなという想定でございませぬ。

以上のことから、現在ネット公売をいつ実施するかということは予定してございませぬが、今後の滞納処分に応じて、今までは自主納付を催告しながらという、全く差し押さえを公売しないわけではございませんでしたけれども、今後は積極的にそういうネット公売をもって動産を中心に、ネット公売というのは、ある意味では物品の納税み

たいな、物品をいただいて、それを公売するという  
ことでございますので、非常に効果があるとい  
うふうに思っております。

実施段階になりましたら、改めて早い機会に議  
会とか、それから報道機関に対して、お知らせし  
て報告させていただきたいと考えておりますの  
で、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） そこで、今のような説明を市  
民の皆さんにいつの場面でどんな方法をするの  
か、考えているところがありましたらお知らせく  
ださい。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えします。

これからヤフージャパンのネット公売の予定と  
しましては、10月、12月、それから1月、3月が  
予定されております。これのどこかの時期でとい  
うことで、今現在では、先ほど申しましたとおり、  
まだ動産等は用意しておりませんので、これから  
ないかもしれないし、また滞納処分していた段階  
で差し押さえして出てくるということございま  
すので、もしあるとすれば、2カ月前にヤフーの  
ほうに申し込みが必要となりますので、予算をと  
った以上は今年度中に何とかできればなという  
ところでございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 23番。

○23番（齊藤孝昭） 最後にですけれども、聞いた  
ところ、いいシステムだというのはよくわかりま  
したが、ただ差し押さえた物件の公売だけに使う  
のはちょっともったいないということで、せっか  
くシステム導入するのでしたら、今後市有財産の  
売り払いについても公表できる、してほしいとい  
う要望を前から何回も出していましたので、この  
システムを市有財産の売り払いにも活用できるの  
か、活用するつもりがあるのか、最後にお伺いし

ます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 貴重なご意見ございま  
すので、検討させていただきます。

○議長（川端澄男） これで齊藤孝昭議員の質疑を  
終わります。

次に、12番柴田峯生議員。

（12番 柴田峯生議員登壇）

○12番（柴田峯生） 私から4点通告をいたしてお  
ります。

第1点は、市税の徴収状況についてであります。  
現在平成18年度の決算が終わっております。その  
段階で、滞納繰り越しがどのくらいあるのか。い  
わゆるその徴収率、調定額に対する収納率はどう  
なっているのか。

それから、平成19年度当初予算に比して現年度  
分を締められた時点がつい最近であればいいと思  
うのですが、その時期における徴収率は調定額に  
対してどのような収納率になっているか、まず第  
1点伺いたいと思います。

それから、2番目は歳入不足額、いわゆる雑入  
の面でございます。これに対しましては、今回  
283万8,000円の追加ですが、今までの累計で23億  
480万2,000円というのが歳入不足になっておりま  
す。今後の財源の補てんの見通しについてお考え  
を伺いたいと思います。交付税が当初予算に比し  
まして6,652万2,000円普通交付税が減額になって  
おります。そういった事情も含めて、補てんの見  
通しをひとつお伺いしたいと。

それから、臨時財政対策債については、あわせ  
て交付税の補てん部分、いわゆる財政を切りかえ  
た部分で195万8,000円が交付税と財政対策債を合  
わせて97億5,043万6,000円で0.2%増加とい  
うことですが、これだけでも臨時財政対策債はない  
というようなことでよろしいのかどうか。これは、  
予算枠いっぱいなのかどうかということです。

最後は肉牛特別導入事業基金の運用状況です。最近のデータでよろしいですから、ひとつお知らせ願いたいと思います。私の調べたところ、平成19年5月31日の例月出納検査によりますと、現在1,013万8,571円ですか、こうなっておりますけれども、この基金から繰り入れたもの、そしてこの基金から償還しているわけですが、あと何年償還があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 柴田議員のお尋ねに、税のほうからまずお答えいたします。

平成18年度の決算状況ということでございますが、まだ監査委員事務局とのヒアリングが終了しておりませんので、一応概算ということでお知らせしたいと思います。

まず、調定額は65億4,700万円ほどでございます。未納額はおよそ7億7,700万円、未納率と申しますか、調定額に対して12.2%となっております。収入済額としては、55億6,990万円ほどでございます。収納率は87.8%になるかなというところでございます。

それから、平成19年度の徴収状況ということで、8月はまだ集計できない時期でございますので、7月分でお知らせいたします。第2期目の納付が終了した時点ということになりますが、予算60億1,838万9,000円に対しまして、27億9,250万円ほど徴収してございます。おおよそ予算の46.4%ぐらいかなと思っています。

また、皆さんも税源移譲でどうかなということも気になるころだと思っておりますが、1期、2期が終わった時点では、今のところ納税者の皆さんにPRした結果、理解していただいているのかなという、2カ月の判断でございますけれども、大差なく推移している状況でございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

歳入不足額につきましては、今年度の7月臨時会の補正までで21億7,030万2,000円となっております。今回の補正額283万8,000円を加えて21億7,314万円となっているものであります。補てんの見通しであります。このたびの大間原子力発電所の着工延期等によりまして、電源立地地域対策交付金の減額、さらには先ほどご指摘ありました普通交付税の今年度の決定額に対するマイナス分6,600万円ほどあります。これらの部分については、確かに赤字解消に与える影響は大きいものがありますが、今後市税等自主財源の収納率向上と歳入の確保、さらには歳出の節減合理化に努め、赤字の解消の努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、臨時財政対策債についてお答えいたします。今年度の臨時財政対策債の決定額は、前年度に対し9.3%減の7億9,695万8,000円で決定になりました。当初予算の計上額が7億9,500万円でありましたので、増加分の195万8,000円を追加補正したものであります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 肉牛特別導入事業基金の運用状況を説明する前にお断りさせていただきたいのですが、先ほど柴田議員が平成19年5月31日現在で1,013万8,571円というふうにお調べになったということでございますが、私運用状況をご説明するために納付牛の売却とかいろいろな中身の説明のために平成18年度末現在の数字で、きょうお答えしようと思っておりましたので、その数字と違うことをまずご理解いただきたいと思っております。

この基金は、旧むつ市で昭和52年、旧川内町で昭和56年、旧脇野沢村で昭和57年度に設置されましたので、旧むつ市から始まって平成17年度までこの基金による貸付頭数は全部で385頭でございます。

まして、平成18年度の収入額は、期間の満了譲渡というふうなことで、5頭が返されまして、それが187万3,049円、それから納付牛を売却したものが7頭で273万37円、それから滞納している方もいらっしゃるわけですが、何とか苦しい農家経営の中から2件ほど分割納付していただいております。それが13万円。それに基金の利子というふうなことで先ほど申しあげました473万8,673円収入がございますよということでございます。

この肉牛特別導入事業というのが平成18年3月31日をもって事業がなくなりますよと、新規貸し付けはしないでくださいということになっておりまして、昭和52年度から平成17年度まで貸し付けて基金に蓄えておいたものが平成18年度の納付額となるわけですけれども、これが311万5,715円でございます。平成18年度末の基金残高、預金額でございますが、963万971円でございます。平成18年度末、現在農家の方に貸し付けている繁殖雌子牛の頭数でございますが、58頭でございます。その評価額は2,204万円となっております。この中には、残念ながら納められない滞納者の方12戸ございますが、639万7,570円が含まれてございます。

そして、あと何年償還があるのかということでございますが、この肉牛特別導入事業の貸付期間は5年間でございます。平成18年3月31日をもって新規貸し付けはありませんよということでございますので、あと4年ということになります。平成19年、20年、21年、22年まで、その都度入ってきた分はお返するというふうなことでございます。

○議長（川端澄男） 12番。

○12番（柴田峯生） 財政的な面とか今後の計画の面などについては、一般質問の通告の中にも総体として入っておりますので、これで質疑を終わります。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発費という項目で一般財源から1,253万7,000円を支出するというようになっておりますが、これ全く地元負担というか、むつ市負担でこういうシステム開発費を計上しなくてはいけないのかどうかというのをお聞きしたいのです。

この後期高齢者医療制度というのは、たしか小泉内閣でしたか、国会のほうで決めたのであります。当然そういう制度を整備するに当たって、国とか県の助成があるのが当たり前ではないのかなというふうに思いますので、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 後期高齢者医療システム開発費について、なぜ一般財源か、国・県からの助成はないのかというお尋ねですので、お答えいたします。

後期高齢者医療システム開発については、全体で約2,500万円ほどの事業費がかかるのでございますが、このうち1,291万5,000円を事業費として534万円を国庫補助金でございまして後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金として平成18年3月補正において予算計上し、全額繰越明許費といたしてございます。これは、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金を交付するに当たり、平成18年度で予算計上するようにとの国の指導であったため平成18年度中に補正したものであります。その時点で全体のシステム費用が確定してなかったため、本年9月までの事業として確定しているものをということで約2,500万円の総事業費のうち約1,300万円のみ3月に予算計上したも

のでございます。この補助金は、人口と外国人登録者数により金額が確定しておりまして、事業費が幾らかかっても基準額以上の補助金は交付されません。また、県からの補助金や助成金は、残念ながらございません。

後期高齢者医療システムの開発事業が年度をまたがり、平成18年度と平成19年度に分かれたとはいえ、同一事業でありますので、この補助金はこれ以上ありません。よって、今回予算計上いたしました1,253万7,000円につきましては、全額一般財源となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） そもそもこういう制度自体に私は賛同できないのですが、こういうのを整理するのに全部地元負担で整備しなくてはいけないというのは大変納得いかないであります。

それで、さらにお聞きしたいのですが、この後期高齢者医療制度のいろんな体制を整えるに当たって、これからまだ地元負担でやらなくてはいけないというふうなものがあるのかどうか、またそういういった一般財源で見ていく大体の金額でよろしいので、あるものかどうか、そこら辺の今後の予定というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部副理事。

○民生部副理事（河野健二） お答えをいたします。

大きなものは今後ございません。小さいもので、パソコンの端末の請求がございます。それがリースで約16万円ほどが見込まれる程度でございます。今のところわかっている範囲は、その程度でございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第67号

○議長（川端澄男） 次は、日程第12 議案第67号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第68号

○議長（川端澄男） 次は、日程第13 議案第68号 平成18年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成18年度むつ市水道事業会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（菊池十圃夫代表監査委員登壇）

○代表監査委員（菊池十圃夫） 平成18年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果をご報告

いたします。

今回審査に付されたむつ市水道事業決算報告書を初め財務諸表、その他の附属書類は地方公営企業法及びその他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、かつ経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成18年度むつ市水道事業会計決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げます、ご報告いたします。

○議長（川端澄男） これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点ほどお願いいたします。

今現在合併をしたのでありますが、むつ地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、それぞれ別立ての料金で水道料金は徴収をしております。そのうえで平成18年度の純利益が3,186万円ほど出ているということですが、私がお聞きしたいのは、今4つの地区の中で一番安い水道料金はどこかなということを知りましたら、大畑地区だろうということで、まずこの大畑地区の水道料金で統一したという前提で計算をしたらどういう決算の状況になるのかということをお聞きしたいと思います。そして、下から2番目に安いと言われる川内地区で同じような計算をしたらどういう状況になるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（川端澄男） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの第1点目、一番安い大畑地区の料金に統一したら決算はどういう結果になるかということですが、公営企業局が所管してお

ります3地区の料金体系、むつ地区は口径別料金、川内、大畑両地区は用途別料金となっております。料金水準もそれぞれ異なっております。このことから、現況では口径別を分析して用途別に置きかえて試算することは非常に困難なことでありますので、供給単価を用いて概算額を算出いたしました。

この供給単価とは、年間の水道料金を年間の有収水量で除して算出される1立方メートル当たりの販売単価のことであります。それによりますと、当年度の純利益3,186万391円は、逆に約2億8,813万1,000円の純損失が発生することになります。

次に、お尋ねの第2点目、川内地区の料金に統一したらどうなるかとのことですが、同様の方法で試算してみますと、当年度の純利益3,186万391円が約2億4,562万1,000円の純損失が発生することになります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 私は、ぜひ一番安い大畑地区に合わせてほしいなという希望で期待を持って聞いたのでありますが、2億8,000万円の赤字になるということで大変厳しいのであります。ただ、そこでぜひ検討してもらいたいというか、お聞きしたいというところが、2002年度の全国住民サービス番付によりますと、2002年度、平成14年です。旧むつ市になりますが、全国で18番目に水道料金の高い自治体だということで番付されておりますので、これぜひとも下から100番目以内に入るぐらいの料金設定でぜひともなるべく下のほうに近い方向で検討してもらえればなということを一応要望して質疑を終わります。

以上です。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月5日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、明9月5日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月6日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時31分 散会